

## 昭和区社会福祉協議会マスコット「こころん」着ぐるみ貸出要綱（案）

### （目的）

第1条 この告示は、本会マスコット「こころん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し必要な事項を定め、本会の広報活動、イメージアップに寄与することを目的とする。

### （着ぐるみの貸出し）

第2条 会長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 前項の規定による貸出しの期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

### （貸出しの申請）

第3条 着ぐるみの貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、本会マスコット「こころん」着ぐるみ借用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に企画立案書その他着ぐるみの使用の用途が分かる書類を添付して申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、貸出しを受けようとする日の6月前から7日前までの期間に提出しなければならない。

### （貸出しの承認）

第4条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容について審査し、適当と認める場合は、本会マスコット「こころん」着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、会長は、必要な条件を付することができる。

### （貸出しの不承認）

第5条 会長は、第3条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを承認しないものとする。

(1) 会の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。

(3) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援し、公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

(4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(5) その他会長が着ぐるみの貸出しについて、不適切であると認めるとき。

2 前項の規定により着ぐるみの貸出しを承認しないときは、本会マスコット「こころん」着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

### （使用料）

第6条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 着ぐるみの貸出し承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申請書の記載内容以外に使用しないこと。
- (3) 借用期間を厳守すること。
- (4) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (5) その他会長が付した条件に従って使用すること。

(貸出しの承認の取り消し)

第8条 使用者が前条に規定する事項を遵守しなかったときは、会長は、その承認を取り消すとともに、以後その使用者への貸出しは認めない。

2 貸出し承認の取消しにより、使用者に損害が生じても、本会は、一切の責めを負わない。

(原状復帰)

第9条 使用者が着ぐるみを汚損又は破損した場合は、当該使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

(本会の責任)

第10条 着ぐるみの貸出しにより使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、本会は、一切の責めを負わない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(様式第1号)

名古屋市昭和区社会福祉協議会マスコット  
「こころん」着ぐるみ借用申請書

年 月 日

名古屋市昭和区社会福祉協議会長 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

名古屋市昭和区社会福祉協議会マスコット「こころん」の着ぐるみを借用したいので、  
下記により申請します。なお、申請にあたっては、貸出要綱を遵守します。

記

借用期間	年月日（）～年月日（） ※貸出日から返却日を含めて7日間以内
使用日	年月日（）
使用目的	
使用場所	
使用予定者氏名	
備考	